

工業調査票甲

(従業者30以上の事業所用)



指定統計 第10号

Table with 2 columns: 産業分類 (Industry Classification) and 番号 (Number)

Table with 4 columns: 市区町村番号 (Municipality Number), 工業調査事業所番号 (Industrial Survey Establishment Number), 工業調査区番号 (Industrial Survey Area Number), 基本調査区番号 (Basic Survey Area Number)

5 4 3 2

この調査は、統計法(昭和二十二年法律第十八号)に基づき指定統計調査で製造業に属するすべての事業所は申告の義務があります。この調査票は、申告者に調査関係を生ずるような目的には使用されません。一部は都道府県に送付され、それぞれ厳重に保管されます。この調査票は、調査員に二部提出してください。一部は都道府県に送付され、それぞれ厳重に保管されます。一部は通商産業省に送付され、それぞれ厳重に保管されます。○欄は市区町村、◎欄は都道府県、※欄は通商産業省に記入します。

Main form sections 1-10: 1. 事業所の名称及び所在地, 2. 本社又は本店の名称及び所在地, 3. 他事業所の有無, 4. 経営組織, 5. 資本金額又は出資金額, 6. 従業者数, 7. 常用労働者毎月末現在数の合計, 8. 現金給与総額, 9. 原材料、燃料、電力の使用額及び委託生産費, 10. 工業用地及び工業用水

Main form sections 10-17: 10. 有形固定資産, 11. 製造品在庫額, 12. 製造品の出荷額, 13. 12のA、ウ、エ(の☆印)の合計金額, 14. 国内消費税額, 15. 主要原材料名, 16. 作業工程, 17. 工業用地及び工業用水

記入にあたっては、各項目の説明をよく読んでください。金額は一万円未満は四捨五入して、万円を記入してください。

通商産業省